

(総会の決議に代る書面による合意)

第48条 規約により総会において決議すべきものとされた事項について、組合員全員の書面による合意があるときは、総会の決議があったものとみなす。

(議事録の作成、保管等)

第49条 総会の議事については、議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び議長の指名する2名以上の総会に出席した理事又は組合員がこれに署名押印しなければならない。

3 理事長は、議事録及び前条の書面を保管し、組合員又は利害関係人の書面による請求があったときは、これらを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

4 理事長は、所定の掲示場所に、議事録及び前条の書面の保管場所を掲示しなければならない。

第5節 理 事 会

(理事会)

第50条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会の議長は、理事長が務める。

(招 集)

第51条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事が2名以上の理事の同意を得て理事会の招集を請求した場合においては、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会の招集手続については、第42条(第4項及び第5項を除く。)の規定を準用する。但し、理事会において別段の定めをすることができる。

(理事会の会議及び議事)

第52条 理事会の会議は、理事の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 理事は、各1個の議決権を保有し、その議事は出席理事の過半数で決する。

3 議事録については、第49条(第4項を除く。)の規定を準用する。

(議決事項)

第53条 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を決議する。

(1) 収支決算案、事業報告案、収支予算案及び事業計画案

(2) 規約の変更及び使用細則の制定又は変更に関する案

(3) その他の総会提出議案

(4) 第34条第2項但し書きによる補欠の理事の選任

(5) 第64条に定める勧告又は指示等

(6) 管理費等滞納者に対する支払命令の申立等滞納に係る訴訟の追行に関する事項(訴訟追行に要する費用の支出に関する事項を含む。)

(7) 総会から付託された事項

第7章 会 計

(会計年度)

第54条 管理組合の会計年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。